



## 【coffee break】 2013.09.17

### 婚外子の法定相続に関する不動産登記の当面の取り扱い

---

本日は、婚外子の法定相続分についてです。

#### 婚外子の法定相続に関する不動産登記の当面の取り扱い

現在、嫡出でない子（いわゆる婚外子）の法定相続分について、嫡出である子の2分の1とする旨、民法第900条第4号但書に規定されております。今般の最高裁決定（平成25年9月4日）はこれを違憲と判断しました。

当該決定を受け、法務省民事局民事第二課より、当面の不動産登記等の取り扱いについて登記官宛に事務連絡がでておりますので、ご紹介させていただきます。

**（１）相続が開始した時点が平成13年7月1日以降であること。**

**（２）婚外子が含まれる相続案件であること。**

**（３）裁判や合意等によって、法律関係が確定していないこと。**

上記（１）乃至（３）が全て当てはまる場合は、婚外子の法定相続分は他の相続人である子と同率となります。つまり、婚姻関係に基づいて生まれた子も、それ以外の子も法定相続分は平等となります。

今後、正式には民事局からの通達や改正法の施行という手続が予想されますが、それらを待たずして当該最高裁決定に即した当面の運用を開始することになります。

- ・競売申立のために債権者代位権を行使して債務者の相続登記をする場合
- ・遺留分の算定をする場合

などの事案では特にご注意ください。

以上です。

今後とも宜しくお願い申し上げます。